

養育費確保支援事業

を開始します！

養育費はひとり親家庭の生活の安定と子供の健やかな成長のために大切なものです。茅ヶ崎市では、養育費の取決めや不払い解消を支援するために、令和5年度より養育費確保支援事業を開始します！

事業一覧

公正証書等 作成費用補助

養育費の取り決めに係る公正証書、調停調書等の債務名義を有する書類の作成費用を補助（上限4万円）



強制執行申立てに 要する費用補助

未払い養育費回収のため、裁判所に強制執行申立てを行う為に要する実費や弁護士等着手金を補助（上限15万円）



養育費等法律相談

離婚に関する悩み事や養育費の未払い等を弁護士に無料で個別相談できます。

- ・月1回程度（日程はHP参照）
- ・事前予約要（令和5年6月1日より受付開始）



裁判外紛争解決 手続き（ADR）に 要する費用補助

弁護士会や認証ADR事業者を利用し、ADRにて養育費を取り決める場合の依頼料や調停に係る費用を補助（上限5万円）

養育費保証契約 費用補助

養育費保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要となる初回の保証料を補助（上限5万円）

まずはお電話を！！

茅ヶ崎市こども政策課 0467-81-7169



取決めや手続き、その後の生活についても、一緒に考えていきましょう。離婚前からご相談いただけます。お気軽にご相談ください。